

東労基発0904第1号
平成30年9月4日

各 位

東京労働局労働基準部長

平成30年度東京都最低賃金改正に関する広報依頼について

初秋の候、貴職には益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都最低賃金につきましては、今般、

時間額985円（引上げ額27円）に改正され、本年10月1日から発効
することとなりました。

最低賃金は、アルバイト、パートを含む全ての労働者に適用され、使用者には罰則をもって最低賃金額以上の支払が義務付けられています。

しかし、都内では最低賃金に満たない金額での賃金支払や求人に関するトラブル等が発生しており、これらの発生の大きな原因の一つとして、適用される最低賃金に対する理解不足や改正された最低賃金額を知らなかつたことなどが挙げられます。未然のトラブル防止のためには、広く多くの方々に、早急に改正最低賃金額をお知らせする必要があります。

また、当局におきましては、最低賃金引き上げに伴う影響を考慮して、中小企業・小規模事業者の方からの御相談を無料でお受けする「東京働き方改革推進支援センター」の設置や、最低賃金の引上げに向けた環境整備のための業務改善助成金等の各種助成金制度を設けており、これらの制度利用の促進を図る必要があります。

つきましては、当局を始め都内労働基準監督署及び公共職業安定所等においても、最低賃金額及び各種制度の周知に努めているところですが、本件趣旨の御理解を賜り、改正後の東京都最低賃金額及び各種制度を会員事業場への周知のため、別添広報文例の内容をホームページや会報誌等に掲載いただきたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(担当) 東京労働局 労働基準部賃金課 最低賃金係 (担当: 奥田)
〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階
電話 (03) 3512-1614 (直通)
FAX (03) 3512-1558

平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

| 事業場内最低賃金の引上げ額 | 助成率 | 引き上げる労働者数 | 助成の上限額 | 助成対象事業場 |
|---------------|---|-----------|--------|-----------------------------|
| 30円以上 | 7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ↓ (※) 生産性要件を満たした場合には3/4 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5 | 1～3人 | 50万円 | 事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場 |
| | | 4～6人 | 70万円 | |
| | | 7人以上 | 100万円 | |
| | | 1人以上 | 70万円 | 事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場 |

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」にお気軽にお問い合わせください。
- 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。

申請先

- 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例・～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

事例1 多機能付きレジスターの導入と従業員のIT研修受講による業務効率化

【所在地】福岡県
【事業の種類】飲食業・販売業

【従業員数】1~4人

精算・管理業務を効率化するため、集計レポート機能及び顧客管理機能付きレジスターを導入し、集計・顧客管理機能を用いこなす従業員を育成したい。



提供メニューの充実を図るなどして収益基盤を強化している。

顧客管理等にかかる作業時間の短縮と従業員のスキルアップにより、充実したサービス提供が可能となり、新規顧客の拡大及び業績向上につながった。

レジ作業や集計業務にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。

助成金活用のポイント

多機能付きレジスターの導入とIT研修を実施することで、業務の効率化と従業員の育成につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例2 店舗改装による配膳時間の短縮と顧客の安全性・満足度・回転率の向上

【所在地】愛媛県
【事業の種類】飲食業

【従業員数】10~19人

配膳時間の短縮と安全な配膳提供のために、店舗の客席レイアウトを変更したい。



パート従業員を含む全ての従業員に対する評価制度等を策定したり、会議形態を従業員参加型に変更したりすることで、従業員のモチベーション向上を図っている。

配膳にかかる時間が短縮した分、回転率が向上するとともに、幅やかな顧客サービスの提供が可能になり、顧客満足度が向上した。

配膳にかかる提供時間の短縮によって生産性が向上し、3人のパート従業員の時間給(最低賃金)を平均110円引き上げた。さらに、全パート従業員の時間給を引き上げた。

助成金活用のポイント

店舗の客席レイアウトの見直しを行うことで、配膳時間の短縮と、安全性や顧客満足度の向上につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例3 POSレジシステムの導入による計算ミスの防止と待ち時間の短縮

【所在地】山口県
【事業の種類】クリーニング業

【従業員数】10~19人

計算ミスと一緒に長い待ち時間が発生している。業務を標準化したい。



誰でも一貫した顧客対応が可能なPOSレジシステムを導入。



店舗と工場の連携促進や、従業員の専門資格取得の奨励等によって、顧客サービスを向上している。

ポイント算出にかかる作業時間や計算ミスがなくなったことで、顧客の待ち時間等に対する不満や、不必要的ポイント付与がなくなった。

接客にかかる時間短縮及び顧客情報の一元管理によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のポイント

POSレジシステム導入により、早く正確に顧客へポイントを付与し、空いた時間を従業員のスキルアップに充てることで、顧客の満足度上昇につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例4 温泉加温ボイラー導入による作業負担軽減

【所在地】長崎県
【事業の種類】共同浴場経営

【従業員数】5~9人

従業員が受付から温度管理まで1人で行うには限界がある



温度管理を手元で行うことができる新型加温ボイラーを導入したい。



施設全体の業務状況を確認し、その時に繰り返し作業となっている業務への柔軟な人員配置をしている。

季節での温度管理を可能にしたことで、確認や調整にかかる負担が軽減されたとともに、燃料費の削減にもつながった。

温度管理にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。さらに管理部門を除く現場の全従業員の昇給を実施した。

助成金活用のポイント

新型加温ボイラーを導入したことで、作業負担の軽減につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)



厚生労働省